

エ・5・8（有効期間：令和8年3月末）
（保存期間：令和9年12月末）

一般（人少）第259号
令和4年12月22日

関係所属長 殿

山形県警察本部長

SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動
の推進について（通達）

SNSに起因して犯罪被害にあった児童数は高水準で推移しており、全国的に、未成年者誘拐をはじめとした重要犯罪被害への発展も後を絶たない。

こうした状況に対応するため、これまで、「SNSに起因する子供の性被害等防止のための広報啓発活動の推進について（通達）」（令和4年5月25日付け一般（人少）第125号）により、児童の保護を図ってきたが、SNS上の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みの種類は多岐にわたっており、より一層適切に対応していくため、注意喚起・警告用の投稿文等を改正し、令和5年1月1日から対応することとしたので、下記のとおり効果的な推進に努められたい。

なお、前記通達は、令和4年12月31日限り、無効とする。

記

1 広報啓発活動の実施要領

(1) 実施主体

生活安全部人身安全少年課とする。

(2) 対象とするSNS

Twitterとする。

(3) サイバーパトロール

対象とするSNSを検索して、児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見する。

(4) 対象とする書き込み

次の事項に該当する書き込みを対象とする。

なお、対象とする書き込みの該当性は、当該書き込みだけではなく、プロフィール情報や隠語等から総合的かつ組織的に判断するものとする。

ア 児童と思料される者による書き込み

(ア) 児童と誘引者が対面する種類の書き込み

児童買春や対価交際等の相手方を求めていると認められるもの、家出を企図する児童が宿泊先の提供を求めていると認められるものなど、児

童と誘引者が対面した上、性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

(イ) 児童と誘引者が対面しない類型の書き込み

児童ポルノ画像や着用済み下着の販売等、児童と誘引者が対面することはないものの、当該書き込みに起因して性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

イ 児童の性被害等を誘引していると思料される者による書き込み

誘引者による児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

ウ 地域性

書き込み内容から、本県警察の管轄区域内の地域性を有することが明白な書き込み、又はその地域性が不明な書き込みとする。

(5) 注意喚起・警告の実施

ア 対象とする書き込みについては、速やかに、人身安全少年課が保有するアカウントを活用し、注意喚起・警告用の投稿文を返信の上、注意喚起・警告用の画像を貼付すること。

なお、注意喚起・警告用の投稿文及び画像については、別途指定する。

イ 投稿文の返信に当たっては、ダイレクトメールなどの相互連絡機能を用いての投稿は行わないこと。

2 ボランティア等と連携した効率的なサイバーパトロールの実施

本活動に当たっては、少年警察大学生ボランティア等に本活動の趣旨を理解させ、対象となる書き込みを発見した際は、人身安全少年課又は各警察署に速やかに通報するよう依頼するなど、事故防止に配慮した補助的な活動に限定するとともに、効率的な実施に努めること。

3 注意喚起・警告活動実施中に児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合の措置

注意喚起・警告活動中に、児童が重大な事件に巻き込まれるおそれのある書き込みや自殺予告事案など児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合は、関係部門と連携して運営事業者に緊急開示要請する等の調査を行うとともに、人命保護のための緊急の対処を開始すること。

4 その他

SNSの利用に当たっては、山形県警察情報セキュリティポリシーを遵守の上、適切な運用に努めること。

5 運用要領

運用要領については、別途通知する。